

サクラ高圧蒸気滅菌装置（サクラ精機製）保守点検業務仕様書

京都市立病院におけるサクラ高圧蒸気滅菌装置の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1. 対象機種

高圧蒸気滅菌装置（VSCR-G15W）3台

2. 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4. 保守点検の種類

- 1) 性能検査整備：年1回
- 2) 定期点検：年1回

5. 保守内容

1) 性能検査整備（年1回 実施）

- (1) 年1回の法定検査（第一種圧力容器の性能検査）の為の点検整備及び検査立会いを実施する。
- (2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
- (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。
- (4) 性能検査手数料はお客様の負担とする。

2) 定期点検（年1回 実施）

- (1) 性能検査整備の実施月を基点として、その前後6ヶ月内に年1回点検表に基づき実施する。また、その日程はあらかじめ発注者と協議の上決定する。
- (2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
- (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

3) 修理（故障時 実施）

- (1) 本保守の契約期間内に発生した当該装置の故障で、発注者が修理を要請した場合は、メーカー技術員を速やかに派遣し、これに当たらせるものとする。
- (2) 修理費のうち技術料、派遣料、諸経費は無償とし、交換した部品代については保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
- (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

6. 報告書提出

1) 性能検査整備

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表及び安全弁等点検整備・吹出しテスト記録表を添えて発注者に提出するものとする。

2) 定期点検

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表を発注者に提出するものとする。※添付「点検表」を参照

3) 修理

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書を発注者に提出するものとする。

7. 保守点検に含む部品

1) 10万円以下の部品費用

8. 委託料の支払

発注者は、受注者の請求により、令和5年9月と令和6年3月の2分割で支払うものとする。

サクラ RO 水製造装置（サクラ精機製）保守点検業務仕様書

京都市立病院におけるサクラ RO 水製造装置の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1. 対象機種

RO水製造装置（SM-41RO）1台

2. 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4. 保守点検の種類

1) 定期点検：年2回

5. 保守内容

1) 定期点検（年2回 実施）

(1) 8月・2月点検表に基づき実施する。また、その日程はあらかじめ発注者と協議の上決定する。

(2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。

(3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

2) 修理（故障時 実施）

(1) 本保守の契約期間内に発生した当該装置の故障で、発注者が修理を要請した場合は、メーカー技術員を速やかに派遣し、これに当たらせるものとする。

(2) 修理費のうち技術料、派遣料、諸経費は無償とし、交換した部品代については保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。

(3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

6. 報告書提出

1) 定期点検

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表を発注者に提出するものとする。

2) 修理

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書を発注者に提出するものとする。

7. 保守点検に含む部品

1) フィルター類及びRO膜の費用

8. 委託料の支払

発注者は、受注者の請求により、令和5年9月と令和6年3月の2分割で支払うものとする。

サクラ超音波洗浄装置（サクラ精機製）保守点検業務仕様書

京都市立病院におけるサクラ超音波洗浄装置の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1. 対象機種

超音波洗浄装置（US－201SAN）1台

2. 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4. 保守点検の種類

1) 定期点検：年2回

5. 保守内容

1) 定期点検（年2回 実施）

(1) 8月・2月点検表に基づき実施する。また、その日程はあらかじめ発注者と協議の上決定する。

(2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。

(3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

2) 修理（故障時 実施）

(1) 本保守の契約期間内に発生した当該装置の故障で、発注者が修理を要請した場合は、メーカー技術員を速やかに派遣し、これに当たらせるものとする。

(2) 修理費のうち技術料、派遣料、諸経費は無償とし、交換した部品代については保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。

(3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

6. 報告書提出

1) 定期点検

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表を発注者に提出するものとする。

2) 修理

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書を発注者に提出するものとする。

7. 保守点検に含む部品

1) 10万円以下の部品費用

8. 委託料の支払

発注者は、受注者の請求により、令和5年9月と令和6年3月の2分割で支払うものとする。